

東武バスグループ行動計画

仕事と子育てを両立させながら、全ての社員がその能力を十分に発揮できるよう働きやすい環境整備を推進するとともに、地域の次世代育成支援対策に貢献するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備の措置として、労働者の育児休業中における待遇および育児休業後の労働条件に関する事項についての周知ならびに利用促進を図る。

<対策>

- ・平成27年4月～ 女性従業員のみならず男性従業員への利用促進を図るため、育児休業制度の内容を記載した「福利厚生のおしり」を全従業員に周知する。

目標2 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業の諸制度の周知ならびに従業員への啓発を図る。

<対策>

- ・平成27年4月～ 現在実施している制度や法律について、リーフレットをもとに管理者を対象とした研修を実施し、各職場で相談に対応できる体制を図る。

目標3 学生に対するインターンシップや小中学生に対する職場体験等、若年者・子どもに関する就業体験の機会を設ける。

<対策>

- ・平成27年4月～ 沿線地域の小中学校に対しバスを通じた体験学習の機会を積極的にPRしてゆくほか、大学生を対象としたインターンシップなどの要請に対しスムーズに対応できる体制を図る。